

令和7年第3回(9月)定例会

御杖村議会会議録

令和7年 9月 9日開会

令和7年 9月19日閉会

御杖村議会

◎目 次

第1号（9月9日）	－1－
◎議事日程	－2－
◎本日の会議に付した事件	－3－
◎出席議員（7名）	－3－
◎欠席議員（0名）	－3－
◎会議録署名議員	－3－
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	－3－
◎職務のため議場に出席した事務局職員	－3－
◎〔発言記録〕	－4－
◎開会及び開議の宣告	－4－
◎会議録署名人の指名	－4－
◎会期の決定	－4－
◎諸般の報告（議会運営委員会）	－4－
◎諸般の報告（例月出納検査）	－5－
◎諸般の報告（奈良県広域消防組合議会臨時会）	－5－
◎諸般の報告（曽爾御杖行政一部事務組合議会臨時会）	－5－
◎諸般の報告（桜井宇陀広域連合議会臨時会）	－6－
◎諸般の報告（東宇陀環境衛生組合議会臨時会）	－6－
◎行政報告	－7－
◎一般質問	
影山議員「移住・定住対策の具体的な取組みについて」	－8－
◎議案第33号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－10－
◎議案第34号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－10－
◎議案第35号御杖村立集会施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について	
〔上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託〕	－11－
◎議案第36号財産の無償譲渡について	
〔上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託〕	－12－
◎議案第37号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更について	
〔上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託〕	－12－
◎議案第38号令和7年度御杖村一般会計補正予算（第3号）の議定について	
〔上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託〕	－13－
◎議案第39号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定について	
〔上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託〕	－13－
◎議案第40号令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定について	
〔上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託〕	－14－
◎認定第1号令和6年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和6年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和6年度御杖村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について	
〔一括上程、一括説明、一括総括的質疑、一括予算決算委員会付託〕	－14－
◎認定第6号令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（御杖村）歳入歳出決算の認定について	
〔上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託〕	－19－

◎諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
[上程、説明]	—20—
◎休憩(午前11時32分)	—21—
◎答申案配布	—21—
◎再会(午前11時33分)	—21—
◎諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
[採決]	—21—
◎同意第7号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて、 同意第8号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて	
[一括上程、一括説明]	—22—
◎同意第7号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて	
[採決]	—22—
◎同意第8号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて	
[採決]	—23—
◎報告第2号令和6年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に 関する点検・評価の報告について	
[上程、報告、質疑]	—23—
◎散会の宣言	—25—
第2号(9月19日)	—27—
◎議事日程〔審議結果〕	—28—
◎本日の会議に付した事件	—28—
◎出席議員(7名)	—28—
◎欠席議員(0名)	—28—
◎会議録署名議員	—28—
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	—28—
◎職務のため議場に出席した事務局職員	—29—
[発言記録]	—30—
◎開議の宣言	—30—
◎議案第35号御杖村立集会施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について、議案 第36号財産の無償譲渡について、議案第37号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更 について	
[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]	—30—
◎議案第35号御杖村立集会施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について	
[討論、採決]	—31—
◎議案第36号財産の無償譲渡について	
[討論、採決]	—31—
◎議案第37号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更について	
[討論、採決]	—31—
◎議案第38号令和7年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定について、議案第39号 令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について、議案第40号令 和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議定について	
[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]	—32—
◎議案第38号令和7年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定について	
[討論、採決]	—32—
◎議案第39号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について	
[討論、採決]	—33—
◎議案第40号令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議定について	
[討論、採決]	—33—

◎認定第1号令和6年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和6年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和6年度御杖村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計(御杖村)歳入歳出決算の認定について	
[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]	—34—
◎認定第1号令和6年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について	
[討論、採決]	—35—
◎認定第2号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
[討論、採決]	—35—
◎認定第3号令和6年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
[討論、採決]	—35—
◎認定第4号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
[討論、採決]	—36—
◎認定第5号令和6年度御杖村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について	
[討論、採決]	—36—
◎認定第6号令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計(御杖村)歳入歳出決算の認定について	
[討論、採決]	—36—
◎発委第5号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)	
[上程・採決]	—37—
◎発委第6号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)	
[上程・採決]	—37—
◎閉議及び閉会の宣言	—37—
◎議事録署名	—39—

(令和7年9月9日)

令和7年第3回(9月)御杖村議会定例会(第1号)

令和7年9月9日(火)
開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告 ・議会運営委員会 8月21日
・例月出納検査 5月・6月・7月分
・奈良県広域消防組合議会臨時会 7月28日開催
・曾爾御杖行政一部事務組合議会臨時会 7月31日開催
・桜井宇陀広域連合議会臨時会 7月31日開催
・東宇陀環境衛生組合議会臨時会 8月26日開催

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

日程第6 議案第33号 【原案可決】

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第34号 【原案可決】

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第35号 【むらづくり委員会付託】

御杖村立集会施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第36号 【むらづくり委員会付託】

財産の無償譲渡について

日程第10 議案第37号 【むらづくり委員会付託】

御杖村過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第11 議案第38号 【予算決算委員会付託】

令和7年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定について

日程第12 議案第39号 【予算決算委員会付託】

令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について

日程第13 議案第40号 【予算決算委員会付託】

令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議定について

日程第14 認定第1号 【予算決算委員会付託】

令和6年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第2号 【予算決算委員会付託】

令和6年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第3号 【予算決算委員会付託】

令和6年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第4号 【予算決算委員会付託】

令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第5号 【予算決算委員会付託】

令和6年度御杖村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第6号 【予算決算委員会付託】

令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計(御杖村)歳入歳出決算の認定について

日程第20 諮問第2号 【原案答申】

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第21 同意第7号 【原案同意】

御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて

日程第22 同意第8号 【原案同意】

御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて

日程第23 報告第2号 【原案報告済】

令和6年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に
関する点検・評価の報告について

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(7名)

議 長	寺 前 伊 平 君	副議長	山 岡 隆 良 君
1 番	影 山 英 章 君	2 番	小 田 静 男 君
3 番	森 源 五 君	4 番	福 田 麻 衣 子 君
7 番	盛 岡 英 成 君		

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

6 番 山 岡 隆 良 君 7 番 盛 岡 英 成 君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村 長	伊 藤 収 宜 君
副 村 長	中 嶋 英 樹 君
教 育 長	鈴 木 泰 弘 君
総務課長	今 井 智 君
むらづくり振興課長	片 岡 保 昌 君
産業建設課長	中 村 康 幸 君
住民生活課長	仲 子 雄 史 君
政策推進課長	古 谷 匡 敏 君
保健福祉課長	川 上 隆 二 君
会計管理者	松 本 慶 一 君
教育委員会事務局次長	古 谷 依 子 君

◎職務のため議場に参加した事務局職員

事務局長 森 本 成 則 君

散会 午前11時49分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(寺前伊平君):皆さん、おはようございます。令和7年第3回御杖村議会定例会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の令和7年第3回 御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から、開会致します。ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、配布済み日程第1号のとおりと致します。

◎会議録署名議員の指名

○議長(寺前伊平君):日程第1・会議録署名議員の指名を行います。御杖村議会会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、6番山岡隆良君、7番盛岡英成君を指名します。

◎会期の決定

○議長(寺前伊平君):次に、日程第2、会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの11日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月19日までの11日間と決定しました。

◎諸般の報告(議会運営委員会)

○議長(寺前伊平君):次に、日程第3、諸般の報告を行います。はじめに、8月21日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長、森源五君。

○委員長(森源五君):はい。

○議長(寺前伊平君):森源五君。

○委員長(森源五君):それでは、8月21日に開催いたしました議会運営委員会の会議結果について、報告をいたします。当日は、全委員出席のもと、令和7年第3回、9月定例会の運営について協議を行いました。まず、会期及び会期中の日程について協議を行い、会期を 9月9日から19日までの11日間とし、会期中の日程については、9月9日火曜日、午前10時開会、全員協議会を9月10日水曜日、むらづくり委員会を9月12日金曜日、予算決算委員会を9月16日火曜日、いずれも午前9時開会、続会議を9月19日金曜日、午前10時開会と決定いたしました。また、一般質問につきましては、通告締切を9月1日月曜日、午後5時までとし、質問日は、9月9日の開会日と決定いたしました。次に、開会日における、議事日程および議事進行の取り扱いについて協議を行いました。協議の結果であります。村長提出の議案第35号御杖村立集会施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号財産の無償譲渡について、議案第37号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更についての3案件については、むらづくり委員会へ、令和7年度一般会計及び特別会計における補正予算3件と令和6年度一般会計及び特別会計並びに事業会計に

おける歳入歳出決算認定6件の計9案件については、予算決算委員会へ、それぞれ付託することとし、その他の条例2件、諮問1件、同意2件の計5案件については、開会日に即決することと致しました。また、令和6年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検評価の報告については、開会日報告と致しました。最後に、次回令和7年第4回定例会の会期を検討するため、継続調査申出書を続会日に提出することを決定して委員会を閉じました。以上で、簡単でございますが議会運営委員会の報告といたします。

○議長(寺前伊平君):森委員長、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(例月出納検査)

○議長(寺前伊平君):次に、監査委員より例月出納検査について、5月から7月分の結果報告書をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告といたします。

◎諸般の報告(奈良県広域消防組合議会臨時会)

○議長(寺前伊平君):次に、7月28日に開催されました奈良県広域消防組合議会臨時会の報告ですが、議事の進行上、報告書の写しを配布させていただいておりますので、写しをもって報告に変えさせていただきます。

◎諸般の報告(曽爾御杖行政一部事務組合議会臨時会)

○議長(寺前伊平君):次に、7月31日に開催されました曽爾御杖行政一部事務組合議会臨時会の報告を求めます。派遣議員を代表して、2番小田静男君よろしくお願いします。

○2番(小田静男君):はい。

○議長(寺前伊平君):はい。

○2番(小田静男君):それでは去る、7月31日午前10時より御杖村議会委員会室において開催されました、令和7年第1回曽爾御杖行政一部事務組合議会臨時会の報告をさせていただきます。曽爾村からは、佐治議員、東口議員、大向議員が出席し、御杖村からは盛岡議員、福田議員、私小田が出席致しました。最初に、坂井事務局長から本村議会議員の改選に伴う役員改選により、新たに本組合議会の派遣議員となった盛岡議員と私の照会をしていただいたあと、本組合前議長の葛城議員が退任により、議長が空席となっていることから、東口副議長が職務代行していただく旨の報告がありました。東口副議長の議会成立宣言のあと、議席の指定が行われ、続いて空席となっている本組合議会議長選挙が行われました。議長選挙においては、東口副議長による指名推薦となり、曽爾村の大向實議員が当選されました。大向議長の就任の挨拶のあと、議長交代が行われ、大向議長の進行により、会議録署名議員に、3番福田議員、5番盛岡議員の指名につづき、会期を1日間と決定し、審議に入りました。付議された案件は、同意1件、本組合議会選出の監査委員に本村福田議員の選任同意が上程され、全会一致で同意することに決定いたしました。福田議員の監査委員就任の挨拶のあと、大向議長の閉会宣言がなされ、午前10時8分に閉会しました。以上、簡単であります但し曽爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君):小田議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(桜井宇陀広域連合議会臨時会)

○議長(寺前伊平君):次に、同じく7月31日に開催されました、桜井宇陀広域連合議会臨時会の報告を求めます。派遣議員、1番影山英章君よろしくお願いします。

○1番(影山英章君):はい。

○議長(寺前伊平君):影山君。

○1番(影山英章君):ただ今、議長の許可を得ましたので、去る令和7年7月31日木曜日、午後3時から、御杖村山村開発センター大集会室において開催されました、令和7年桜井宇陀広域連合議会第1回臨時会の報告をさせていただきます。大園広域連合議会議長の開会宣言、金剛広域連合長から招集挨拶の後、会議に入り、議事日程に基づいて、まず本村議会議員選挙後に新たに本広域連合議会派遣議員となった私の議席を指定した後、会議録署名議員2名の指名、会期の決定をし、広域連合長から提出議案の説明がありました。当日の会議では、条例の一部改正2件、監査委員の選任同意1件について審議が行われ、各議案について全員賛成をもって、原案どおりこれを可決されました。それでは、この臨時会に提出された議案の概要について、簡単に報告します。まず条例改正です。議案第10号桜井宇陀広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、新たに規定された部分休業等に係る当該条例の所要の改正が提案されました。続いて、議案第11号桜井宇陀広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、育児介護休業法の改正により、妊娠、出産、育児期にある職員又は職員の配偶者に対して子の年齢に応じた働き方を実現する措置を講ずる等規定されたことにより、当該条例について所要の改正が提案されました。続いて、同意案件です。同第3号桜井宇陀広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。空席となっておりました議会選出の監査委員を選任するもので、私影山が監査委員として同意いただきました。最後に、広域連合長から閉会の挨拶があり、午後3時20分に閉会いたしました。なお、臨時会に先立ち午後2時から開催した全体協議会において、提出議案である、条例改正2件と同意案件についての説明が事務局からありました。以上、令和7年桜井宇陀広域連合議会第1回臨時会の報告とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君):影山議員、ご苦勞様でした。

◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会臨時会)

○議長(寺前伊平君):次に、8月26日に開催されました東宇陀環境衛生組合議会臨時会の報告を求めます。派遣議員、6番山岡隆良君よろしくお願いします。

○6番(山岡隆良君):はい、議長、6番山岡。

○議長(寺前伊平君):山岡君。

○6番(山岡隆良君):それでは、令和7年東宇陀環境衛生組合議会臨時会の報告をさせていただきます。去る8月26日、全員協議会早期終了のため午後1時45分より、令和7年東宇陀環境衛生組合議会臨時会が東宇陀クリーンセンターにおいて開催されました。宇陀市からは組合議長として松浦利久子議員、組合議員として中川ゆり子議員、森田明子議員、勝井太郎議員が出席いたしました。曾爾村からは組合議員として岡本久光議員、松本喬議員、大向實議員が出席いたしました。御杖村からは組合副議長として私山岡、組合議員として影山英章議員、森源五議員が出席

いたしました。組合議会定例会については、10名出席、定数10名で議会は成立し、議長のご挨拶後、御杖村議会議員選挙において新たに組合議員となられた山岡、森、影山3議員の紹介を行いました。その後日程に基づき、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定を行い、芝田管理者の挨拶後議事に入りました。議席の指定については、本組合議会の申し合わせ事項、東宇陀環境衛生組合議員歴が短い者を1番議席から順番に、組合議員歴が長い者を10番議席とする申し合わせにより1番影山議員、2番森議員、3番中川議員、4番森田議員、5番岡本議員、6番大向議員、7番松本議員、8番山岡議員、9番勝井議員、10番松浦議員とすることで決定されました。付議された案件は、議案第4号公用車塵芥車売買契約の締結について、同意第1号東宇陀環境衛生組合公平委員の選任同意について以上2件が提案されました。議案第4号公用車塵芥車売買契約の締結について、34,536,360円、いすゞ自動車近畿株式会社奈良支店支店長岡本和美との売買契約の締結が可決されました。また、岡本久光議員より、購入後の公用車塵芥車の処分方法についての説明を求め、提案者より売却の方向で検討しているという説明が行われました。同意第1号公平委員会委員の選任同意について、提案前任の御杖村推薦の徳田福男氏の任期満了による退任で、同じく御杖村からの推薦で箸中温充氏の就任が可決されました。以上2件が原案どおり全会一致により可決され、午後2時6分に閉会とされました。以上をもちまして、東宇陀環境衛生組合臨時会の報告とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君):山岡議員、ご苦労様でした。以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長(寺前伊平君):次に、日程第4、行政報告をお願いします。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):9月定例会の開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。まず、去る7月7日に十津川村にて、奈良県簡易水道協会の総会が開催されました。簡易水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う水道料金等の減少、また水道施設の老朽化や近年頻発する地震や台風等自然災害への対応など厳しさが増してきております。このような状況の中、本総会におきましては、令和8年度の国の予算確保に向け、簡易水道事業へのさらなる財政支援の拡充、強化を要望していくことを確認致しました。つづきまして、三重県側へのアクセス道路であります国道368号につきまして、去る7月22日に名張市で国道368号改修期成同盟会の総会が開催され、寺前議長と共に出席をさせていただきました。総会では、三重県各建設事務所から令和7年度の国道368号改修事業について説明を受けました。また、本村寺前議長の提案で、当該期成同盟会が8月19日に予定しています中部地方整備局と三重県庁への要望活動には、各市町村議会の議長にも同行いただけることになりました。よって去る8月19日に、寺前議長と共に名古屋市に有ります国土交通省中部地方整備局と三重県庁への要望活動を行ってまいりました。中部地方整備局では道路部長と道路調査官に、三重県庁では一見知事をはじめ県土整備部長、次長、関係建設事務所長に対応をしていただきました。会長であります北川名張市長からの全般要望に続きまして各市町村から地元に関する陳情を行いました。本村といたしましては、上長瀬工区及び下太郎生工区の早期事業完了に重点を置き、合わせまして石名原工区や奥立川工区、仁柿峠バイパスの

整備促進の要望を致しました。中部地方整備局や三重県庁からは、国道368号の整備には5年前と比べて2倍以上の予算を確保して現在事業を進めています。令和8年度予算の確保にも鋭意努力を致しまして事業の推進を図ってまいります。当期成同盟会におかれましても今後の更なる予算確保に向けて中央省庁などへの要望活動もお願いいたしますとの回答をいただきました。期成同盟会では、中央省庁などへの要望活動を来年度早期に行う計画を致しておりまして、構成団体が連携してより一層の要望活動に取り組んでまいりたいと考えております。続きまして、本定例会に提案させていただきます令和6年度の決算につきましては、歳入の確保と経費削減や創意工夫などに努めた結果、全会計とも黒字を維持することができました。この秋に5年に一度の国勢調査が実施されます。これにより交付税の算定基礎となる国勢調査人口の減少が見込まれることから、今後の財政運営につきましては、さらに厳しくなることが予想されます。適切な投資はしっかりと行いつつ、無駄のない行財政運営に引き続き努めてまいりたいと思います。結びに、本定例会には、決算認定をはじめ、条例改正や補正予算、人事案件等、18件を提案しております。慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げまして、9月定例会の行政報告とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君):これで、行政報告を終わります。

◎一般質問

影山議員「移住・定住対策の具体的な取組みについて」

○議長(寺前伊平君):次に、日程第5、一般質問を行います。通告に基づき、発言を許可します。1番影山英章君。

○1番(影山英章君):はい、議長。

○議長(寺前伊平君):影山君。

○1番(影山英章君):ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。少子高齢化は本村はもちろん我が国が抱える最も深刻な社会問題です。先日8月6日のNHK報道では、残念ながら奈良県下の人口減少率のワースト1に本村が挙げられました。御杖村の基幹産業である第一次産業の農林業のみならず、商業やサービス業を含めた全ての分野における担い手が不足している厳しい現状です。それにより地域活動や地域行事における助け合いも危ぶまれています。この問題を少しでも食い止めるには、やはり移住や定住者の増加を促す具体的な取組みが急務と考えます。また、移住定住していただくには、住む場所の確保が必須条件と考えます。そこで、村長が在職一期目からの公約に移住定住対策の促進を掲げられ、長期総合計画にも掲げられておられます移住定住の環境整備の課題で、移住前の相談から住まい就職の支援まで必要な支援をきめ細かく行うことが求められますと記載されていますが、具体的にどのような支援をされているのかお聞かせください。また、空き家情報バンクを通じた移住定住者への住まいの斡旋についてもどのように取り組まれているのかお聞かせください。この後は、自席にて質問させていただきます。

○議長(寺前伊平君):答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):はい、村長。

○村長(伊藤収宜君):ただ今の影山議員への回答でございます。移住定住への具体的な取組みに関しては、まずは御杖村を知っていただく為の交流人口関係人口の創出が必要と考えており、

通年実施していますやまと姫マラソン、ホテル鑑賞会、雑巾ダッシュのイベントに加え、その他小規模な交流関係人口に関わる各種イベントを実施しているところです。また交流人口の創出の観点から言えば2013年から奈良県立大学と連携事業を行っており、これまで約100名の学生が村で活動を行い、先週には宮城大学の学生10人と共に活動を行いました。将来、何らかの形で村と関わりを持っていただけるよう期待しているところです。このような中、実際に移住を希望される方々への支援、また移住を検討されている方に向けまして、まずは御杖村での生活を体験するため移住体験住宅を利用いただき、より御杖村を知ってもらえるよう取り組んでおり、これまで25世帯の方に利用いただき6世帯の移住に繋がっているところでございます。空き家情報バンクについては、登録件数が少ないことから、固定資産税納税通知書にリーフレットを同封し登録を案内しております。また来月10月4日には、村内事業所と連携した移住フェアを開催し、移住や空き家情報バンク登録に興味のある方への案内を行う予定でございます。移住前の相談から住まい、就職の支援につきましては、移住体験住宅の利用にも必要な、空き家情報バンク利用者登録を行っていただき、空き家情報バンクに登録されている物件の案内、内覧を行い宅地建物取引業者との媒介契約に向け担当課で対応しております。また、空き家の活用促進として空き家改修補助金、家財道具等処分補助金も用意しております。就職についても村内事業所の紹介や、移住される方の中には村内事業所で必要となる資格を有する方もいらっしゃると思いますので、事業所への取り次ぎ等も行っているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(寺前伊平君):はい、1番影山英章君。

○1番(影山英章君):ご答弁ありがとうございます。いずれにしても移住先として選ばれる村を目指すには、既存の地域産業の担い手の確保が一番の理想だと思います。しかしながら、私は多様な移住プランの提案PRやイベント時においての積極的な取り組みをすることも一つの得策ではないかと考えます。たとえば本村の通信インフラは一部の地域を除いては問題がないため、テレワーク環境を含めた二拠点生活の提案も一つだと考えます。それに加えて移住促進についての提案発信についても、先程村長がおっしゃられたリーフレットですね、そちらの方も道の駅、旅行村などの指定管理施設に常設するという一番身近な方法、発信手段として取り入れていただくことも一つの方法と考えます。村長としてのお考えをお聞かせください。

○議長(寺前伊平君):答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):はい。議員おっしゃられますようにこれからいろいろな方策を考えて情報発信していくのが必要だと思います。今後、テレワーク環境を含める二拠点生活によります移住は、選択肢として大いに考えられることから、移住体験住宅にWifi環境を整え利用していただいております。移住促進の情報発信については、現在、御杖村空き家情報バンクのご案内と空き家と事業に関する各種補助金のリーフレットを作成し、イベントや担当課窓口で案内をさせていただいておりますが、議員おっしゃられますとおり指定管理施設等への常設についても、今後行っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○1番(影山英章君):議長。

○議長(寺前伊平君):影山英章君。

○1番(影山英章君):ご答弁ありがとうございます。本村の人口推移ですが、5年後には約1,000人、10年後には800人台と大幅な減少が予想されます。ひとりでも多くの移住定住者に来ていただき、選んでいただく。有効かつ積極的な受け入れ体制の確立を期待しております。質問は以上となります。ありがとうございます。

○議長(寺前伊平君):これで、一般質問を終わります。

◎議案第33号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第6、議案第33号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を容易にするため、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置について、条例改正するものでございます。詳細については、総務課長より説明申し上げます。

○総務課長(今井智君):はい、議長。

○議長(寺前伊平君):総務課長。

○総務課長(今井智君):改正の内容について、ご説明いたします。第17条の3を第17条の4とし、第17条の2を第17条の3に改め、新たに第17条の2としまして、任命権者は、職員からの妊娠、出産等について申出があった場合及び職員の子が3歳になるまでの適切な時期に、職員に対して、仕事と育児の両立に資する制度又は措置等を知らせ、制度又は措置等の請求等に係る職員の意向を確認することを追加するものでございます。なお、本条例は、令和7年10月1日からの施行とし、附則第2項では経過措置を規定しています。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長(寺前伊平君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第6、議案第33号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第6、議案第33号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第7、議案第34号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を容易にするため、部分休業制度の拡充を図る改正を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明申し上げます。

○総務課長(今井智君):はい、議長。

○議長(寺前伊平君):課長。

○総務課長(今井智君):改正の内容について、ご説明いたします。第18条の改正につきましては、現行の1日につき2時間を超えない範囲での勤務時間の一部を勤務しない部分休業制度を第1号部分休業に改めます。第18条の2から第18条の4までは、第2号部分休業としまして、1年につき、非常勤職員以外の職員は77時間30分、非常勤職員は勤務日1日あたりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を上限に、1時間を単位として、勤務しないことを職員が選択できるよう制度の拡充を行います。第18条の5については、部分休業の申し出の内容を変更することが出来る特別の事情の規定の整備をするものでございます。第19条及び第20条は、所要の文言の整理を行っております。なお、本条例は、令和7年10月1日からの施行とし、附則第2項では経過措置を規定しております。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長(寺前伊平君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第7、議案第34号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第7、議案第34号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号御杖村立集会施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第8、議案第35号御杖村立集会施設等使用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):村長。

○村長(伊藤収宜君):桃俣地区の公民館であります桃俣多目的研修センターに隣接しております三季館は、都市の方との交流を図り、桃俣地区の地域振興や活性化を目的とした施設でございます。本案につきましては、この三季館において収容しきれない多くの宿泊団体利用者の対応としまして、桃俣多目的研修センターの宿泊料金の条例改正を行うものでございます。よろしくお願いします。

○議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第8、議案第35号御杖村立集会施設等使用条例の一部を改正する条例の制定については、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第36号財産の無償譲渡について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第9、議案第36号財産の無償譲渡についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、大字神末赤目グリーンビレッジの別荘地内の村有地2筆について、有効活用の方策も難しく、また、所有することによる管理責務もあることから、西部商事株式会社に無償譲渡を行いたく、地方自治法第96条第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。よろしくご審議お願いします。

○議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第9、議案第36号財産の無償譲渡についても、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第37号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第10、議案第37号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、本年度予算において実施しております脱炭素推進事業について、奈良県との事前協議を終えましたので、過疎地域持続的発展計画の変更について議決をお願いするものでございます。よろしくご審議の程お願いします。

○議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第10、議案第37号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更についても、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第38号令和7年度御杖村一般会計補正予算(第3号) の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第11、議案第38号令和7年度御杖村一般会計補正予算第3号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):はい、村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに1,652万9千円を追加し補正後の総額を27億3,198万6千円とするものでございます。主な内容ですが、歳入では、令和6年度の決算収支に合わせ繰越金の増額補正及び基金繰入金の減額を行い、歳出では、障害福祉費の過年度交付の国庫及び県費補助金精算による返還金の計上と土木関係予算を組み替えるものでございます。ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第11、議案第38号令和7年度御杖村一般会計補正予算第3号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第39号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正 予算(第2号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第12、議案第39号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに3,741万5千円を追加し、補正後の総額を3億9,016万2千円とするものでございます。主な内容ですが、歳入では、令和6年度の決算収支に合わせ繰越金の増額補正を行い、歳出では、過年度交付の国庫補助金の精算による返還金及び基金積立金の増額を計上するものでございます。ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第12、議案第39号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第40号令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計 補正予算(第1号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第13、議案第40号令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):はい、伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ10万円を追加し、補正後の総額を5,587万6千円とするものでございます。主な内容ですが、保険料還付金の増額を計上するものでございます。ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第13、議案第40号令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎認定第1号令和6年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定 について、認定第2号令和6年度御杖村国民健康保険特別会 計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和6年度御杖 村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 4号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算の認定について、認定第5号令和6年度御杖村簡易水道事 業会計歳入歳出決算の認定について

[一括上程、一括説明、一括総括的質疑、一括予算決算委員会付託]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第14、認定第1号令和6年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第2号令和6年度御杖村国民健康特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第3号令和6年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第4号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第5号令和6年度御杖村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について以上の5議案は、御杖村における令和6年度各会計歳入歳出決算の認定についてでございますので、これを一括議題としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認め、令和6年度各会計の歳入歳出決算の認定、5議案については、一括議題と致します。まず最初に一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方自治法第233条の規定により、令和6年度の御杖村一般会計歳入歳出決算について認定をお願いするものでございます。決算の額でございますが、歳入総額26億6,283万549円、歳出総額24億9,681万255円、差引額1億6,602万294円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は、1億6,325万7,294円となりました。内容につきましては、会計管理者がご説明を申し上げます。

○議長(寺前伊平君):松本会計管理者。

○会計管理者(松本慶一君):はい、議長。

○議長(寺前伊平君):はい。

○会計管理者(松本慶一君):失礼します。令和6年度一般会計決算について、本日提案を致しました概要につきまして、令和6年度決算の内容に関する説明書をお配りさせて頂いておりますので、こちらに基づきまして概要をご説明致します。1枚めくって頂きまして、1ページをご覧ください。1.一般会計決算の概要、予算の執行にあたって、計上した歳入については財源の確保に努め、歳出については経費の節減と執行の効率化に努めた結果、令和6年度の一般会計歳入歳出決算額は、決算書の125ページの実質収支に関する調書のとおり歳入総額26億6,283万549円、歳出総額24億9,681万255円、収支差引額1億6,602万294円となりました。収支差引額から、繰越明許費によって翌年度へ繰り越すべき財源276万3千円を差し引いた、1億6,325万7,294円の黒字となりました。歳入決算の状況についてでございます。令和6年度の歳入総額は、26億6,283万円で、前年度と比較して1億9,204万4千円減少しています。歳入の主な内訳は、地方交付税14億5,475万6千円、構成比54.6%、村債3億6,500万円、同13.7%、国、県支出金3億3,229万9千円、同12.5%、繰越金1億8,537万5千円、同7.0%、村税1億379万6千円、同3.9%等となっています。詳細につきましては、次のページ、2ページの第1表、一般会計歳入決算の内訳のとおりでございますが、朗読は省略させていただきます。第1表の下でございます。これを前年度決算額と比較しますと、村税は第2表のとおり、村税1億379万6千円、対前年度574万8千円、5.2%の減額となりました。個人村民税については、定額減税により325万8千円、8.7%の減額となり、固定資産税は償却資産の減少により、204万1千円、3.2%の減額となりました。それぞれの税の状況は次のページ、3ページ、第2表、村税決算の状況のとおりでございます。第2表の下でございます。地方譲与税は、7,045万8千円で、前年度と比較して1,055

万7千円、17.6%の増額となりました。森林環境譲与税については、森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされており、3,747万5千円の交付を受けました。充当した事業等は、第3表のとおりとなっています。4ページをご覧ください。地方消費税交付金は、3,383万8千円で、前年度と比べて119万9千円、3.7%の増額となりました。消費税率引上げによる増収分の交付額は、1,840万9千円となりました。この増収分については、すべて社会保障施策に要する経費に充てることとされており、主なものは第4表のとおりです。第4表の下をご覧ください。地方交付税は、普通交付税と特別交付税あわせて14億5,475万6千円で、前年度に比べて7,430万円の増額となりました。普通交付税については、過疎対策事業債をはじめとする公債費の増加や過年度交付分の錯誤処理の終了により、8,749万9千円の増額となりました。また、交付税の振替措置とされている臨時財政対策債は、250万円を借りました。分担金負担金は、前年度に行った県単独基盤整備促進事業や農地、農業用施設災害復旧事業の分担金が減額となりましたので、29万3千円、60.2%の減額となりました。5ページをご覧ください。使用料及び手数料は、広域保育に伴う保育所保育料や公営住宅使用料等の増加により、341万5千円、14.6%の増額となりました。国、県支出金は総額3億3,229万9千円で、対前年度6,930万2千円、17.3%の減額となりました。これは、国庫支出金の地方道路整備事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減額が主な要因です。国、県支出金のうち主なものは、第5表に列記したとおりです。第5表の下をご覧ください。財産収入は、2,002万8千円で前年度と比べて、1,611万7千円、44.6%の減額となりました。プレミアム商品券売払収入が減額の主な要因です。繰越金は、1億8,537万5千円で、対前年度829万3千円、4.7%の増額となっています。諸収入は、2,277万8千円で対前年度116万8千円、5.4%の増額となりました。消防団員退職報償金及び後期高齢者医療市町村負担金過年度精算の増額が主な要因となっています。6ページをご覧ください。村債は、借入総額が3億6,500万円で、対前年度比較では、1億7,560万円、32.5%の減額となりました。そのうち、過疎対策事業債については、保健福祉センター長寿命化改修事業をはじめとする普通建設事業等の財源として、3億6,120万円の借入れを行いました。交付税の振替措置による臨時財政対策債、交付税算入100%でございます、については、250万円の借入れを行いました。また、令和5年度からの繰越事業である災害復旧工事の財源として、130万円の災害復旧事業債の借入れを行いました。地方債の目的別借入内訳、過疎対策事業債3億6,120万円、臨時財政対策債250万円、災害復旧事業債130万円となっております。ここから歳出の説明に移らせていただきます。歳出決算の状況についてでございます。令和6年度の歳出総額は、24億9,681万円で、前年度と比較して、1億7,268万9千円、6.5%の減額となりました。目的別決算の主な内訳は、第6表のとおりです。7ページをご覧ください。構成比順に、総務費は、公共施設整備基金への積立や自治体情報システム標準化事業等の実施により、6億8,233万9千円、構成比27.3%となりました。民生費は、保健福祉センター長寿命化改修事業や障害者自立支援介護給付、各特別会計への繰出しにより、6億1,802万4千円、同24.8%となりました。商工費は、みつえ青少年旅行村リニューアル事業や観光施設の維持管理、株式会社みつえの支援等により、1億8,035万2千円、同7.2%となりました。土木費は、主に、防災、安全交付金事業や橋梁長寿命化補修事業等の実施により、1億7,058万9千円、同6.9%となりました。教育費は、小中学校の運営や繰越事業である神末中央集落センター改修事業等に係るもので、1億5,922万2千円、同6.4%となりました。衛生費は、東宇陀環境衛生組合や宇陀衛生一部事務組合に対する負担金のほか、地球温暖化対策の推進等を行い、1億3,529万7千円、同5.4%となりました。農林

水産業費は、中山間地域等直接支払交付金事業や施業放置林整備事業をはじめとした森林環境譲与税活用事業等により、1億3,538万5千円、同5.4%となりました。消防費は、ドクターヘリポート整備事業や防災計画、防災マニュアルの改訂等を行い、1億785万3千円、同4.3%となりました。議会費は、議員等の人件費や議事録の作成等に係るもので、3,326万3千円、同1.3%となりました。災害復旧費は、繰越事業である災害復旧工事の実施により、412万5千円、同0.2%となりました。性質別決算の主な内訳は第7表のとおり、人件費が4億7,510万8千円、構成比19%、普通建設事業費が4億6,599万9千円、同18.7%、補助費が3億7,954万1千円、同15.2%、物件費が3億4,566万5千円、同13.8%、公債費2億7,036万1千円、同10.8%、積立金が2億3,058万8千円、同9.2%等となっています。前年度決算額と比較しますと、人件費は、一般職職員の給料や委員報酬の増額等により、1,250万9千円、2.7%の増となりました。8ページをご覧ください。第7表の下でございます。物件費は、自治体情報システム標準化事業等により、3,022万6千円、9.6%の増となりました。維持補修費は、開発センターや保健福祉センター等の修繕により、68万6千円、6.9%の増となりました。扶助費は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金等給付事業などの減額により、1,174万3千円、7.3%の減となりました。補助費は、一部事務組合に対しては、宇陀衛生一部事務組合負担金の減額等により、3,553万6千円、19.2%の減となりました。一部事務組合以外の補助費については、令和6年度より法適化となった簡易水道事業会計への繰出金の増により、1,325万円、6.1%の増額となり、補助費全体としましては、2,228万6千円、5.5%の減となりました。主な補助費の内訳は第8表のとおりです。9ページをご覧ください。第8表の下でございます。公債費は、統合校舎整備事業の元金償還開始や単身者用集合住宅整備事業の利子償還等により、4,764万9千円、21.4%の増となりました。積立金は、財政調整基金積立が減額しましたが、公共施設整備基金積立の増額により、5,037万9千円、28.0%増となりました。繰出金は、介護保険特会や簡易水道事業会計等への繰出しの減額により、2,671万2千円、13.9%の減となりました。普通建設事業費につきましては、単身者用集合住宅整備事業や桃俣観光案内所トイレ整備事業等の完了により、2億4,632万2千円、34.6%減額となりました。主な普通建設事業は、第9表のとおりです。以上で一般会計決算の概要説明を終わらせて頂きます。詳細につきましては、決算事項別明細書や主要施策の成果に関する報告書をご覧いただきまして、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長(寺前伊平君):次に、特別会計歳入歳出決算及び事業会計歳入歳出決算の認定について、一括して、説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計以上3会計は、地方自治法第233条の規定により、簡易水道事業会計は地方公営企業法第30条の規定により、令和6年度歳入歳出決算について、認定をお願いするものでございます。それぞれの決算概要については、会計管理者よりご説明を申し上げます。よろしくお願い致します。

○議長(寺前伊平君):松本会計管理者。

○会計管理者(松本慶一君):はい、議長。

○議長(寺前伊平君):はい。

○会計管理者(松本慶一君):失礼致します。令和6年度特別会計等の決算につきまして、先程と同

じ決算の内容に関する説明書のほうを使ってご説明申し上げます。10ページをお開き下さい。第10表のとおり、特別会計等の決算状況でございます。つづきまして11ページをお開き下さい。国民健康保険特別会計事業勘定の歳入総額は、1億9,506万7千円、歳出総額は、1億9,386万6千円、収支差引額は、120万1千円となりました。前年度との比較では、歳出において、療養給付費等の減により、4,323万5千円の減額となりました。国民健康保険特別会計診療施設勘定は、歳入総額9,576万3千円、歳出総額9,575万7千円、収支差引額は、6千円となりました。前年度に比べて歳出では、医業費の医療機器の備品購入が増額となり、425万7千円の増額となりました。介護保険特別会計は、歳入総額4億2,483万5千円、歳出総額3億8,741万9千円、収支差引額は、3,741万6千円となりました。前年度に比べて歳出では、保険給付費や国庫支出金等の過年度返還金が減少したため、2,634万8千円の減額となりました。後期高齢者医療特別会計は、歳入総額5,173万9千円、歳出総額5,165万2千円、収支差引額は、8万7千円となりました。前年度と比較して、歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付金の増加や人件費の新規計上に伴い、1,128万6千円の増額となりました。簡易水道事業会計は、法適化に伴い令和6年度より公営企業会計へ移行しました。収益的収支については、収入総額8,438万3千円、支出総額7,454万9千円、収支差引額が983万4千円となり、資本的収支については、収入総額4,954万1千円、支出総額7,005万6千円、収支差引額がマイナス2,051万5千円となりました。資本的収入が資本的支出に対して不足する額2,051万5千円は、当年度損益勘定留保資金で補填しました。次に、村債の状況について説明させていただきます。12ページをご覧ください。3. 村債の状況でございます。村債の目的別の増減及び現在高の状況は、第11表のとおりです。令和5年度末における全会計の村債現在高は、33億4,941万4千円でしたが、令和6年度中に、普通建設事業等の財源として地方債4億690万円の借り入れを行い、一方、既に借りている村債については、2億8,526万3千円の元金償還を行った結果、令和6年度末の借入現在高は、34億7,105万1千円となり、前年度と比較して、1億2,163万7千円、3.6%増加しました。地方債の借り入れについては、後年において地方交付税によってその償還に対する財源措置のある有利な地方債の活用を行い、財政負担の軽減に努めています。最後に、基金の状況についてご説明いたします。13ページをご覧ください。4. 基金の状況でございます。令和6年度末における全会計の基金現在高は、44億4,697万8千円で、各基金別の内訳は、第12表のとおりです。令和6年度の主な積立は、公共施設整備基金で、1億8,550万円を積み立て、取り崩しでは、ふるさと納税寄附金を積み立てているふるさとづくり基金について、1,281万円を取り崩し、寄附目的に対応する事業に充当しました。ふるさとづくり基金の目的別充当事業内訳、自然に関する事業が中山間集落支援交付金に392万円、再エネ計画策定業務に254万円を充当いたしております。防災の関係する事業につきましては、防災マニュアル改訂業務129万円を充当いたしております。その他の事業につきましては、防犯カメラ設置事業に対しまして506万円を充当させていただいております。以上で特別会計等決算の概要並びに村債の状況並びに基金の状況についての説明を終わらせていただきますが、一般会計同様、詳細につきましては、決算事項別明細書等をご覧くださいまして、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長(寺前伊平君):ここで、令和6年度一般会計及び特別会計並びに事業会計の決算について、議会選出監査委員の森議員に決算審査の意見を求めます。森監査委員。

○3番(森源五君):はい。

○議長(寺前伊平君):はい、森監査委員。

○3番(森源五君):決算審査報告をいたします。お手元の令和6年度御杖村一般会計、特別会計の決算審査意見書をご覧くださいと思います。この決算審査につきましては、去る8月22日に、片桐監査委員とともに審査を実施させて頂きました。決算審査意見書の各諸表の朗読は省略させて頂き、8ページの決算審査結論の朗読をもって報告に代えさせて頂きたいと思います。令和6年度決算審査結論、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に基づき、本村の令和6年度健全化判断比率等について審査したところ全てにおいて基準以下となっている。政府によると、日本経済の現状については、景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用、所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要があるとのことである。令和6年度は、前年度に引き続き、物価高騰に対する村民への支援策として、住民税非課税世帯に対し、電力、ガス、食料品等の価格高騰に対応するための支援給付金の給付が実施され、令和5年度からの繰越事業として、住民税均等割のみの世帯に対しても臨時特別給付が行われた。また、所得税、住民税の所得税減税と合わせて、定額減税を補足するため、定額減税調整給付が実施された。電気料金、燃料価格の値上がり、食料品の価格高騰など、今後も村民の家計を圧迫する状況が続くことが予想される中、村民が安心して生活を送ることができるよう力強い支援を行うとともに、地域経済の振興策を講じることが期待する。自主財源が少ない本村の歳入は、地方交付税によるところが大きく、今後、国の方針の如何によっては減額となる可能性も十分考えられる。村長をはじめ全職員が一丸となって創意工夫のうえ限られた財源を最大限に活用し活力ある村づくりに全力を注いでいただくことをお願いし、令和6年度決算審査の結論といたします。

○議長(寺前伊平君):森監査委員ありがとうございました。ただ今、当局よりの説明と、森監査委員より決算審査に係る意見をいただきました。これから令和6年度各会計決算認定5議案について一括して、統括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。令和6年度各会計決算の認定についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、一括して予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第14、認定第1号から日程第18、認定第5号までの令和6年度における一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに事業会計歳入歳出決算の認定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎認定第6号令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収 管理組合市町村特別会計(御杖村)歳入歳出決算の認定に ついて

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第19、認定第6号令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計括弧御杖村分歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令第5条第3項の規定により、令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計御杖村分歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。内容については、総務課長がご説明を申し上げます。

○総務課長(今井智君):はい、議長。

○議長(寺前伊平君):総務課長。

○総務課長(今井智君):令和7年3月31日をもって、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合が解散したことから、事務を承継した五條市長が決算を行いました令和6年度の市町村特別会計御杖村分の歳入歳出決算につきまして、議案書1枚めくって決算書をご覧ください。ページ上段の表、歳入の収入済額の合計17万円、その下の表、歳出の支出済額の合計17万円、歳入歳出差引残額0円となっております。ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長(寺前伊平君):ここで、令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計括弧御杖村分歳入歳出決算について、議会選出監査委員の森議員に決算審査の意見を求めます。森監査委員。

○3番(森源五君):はい。

○議長(寺前伊平君):どうぞ。

○3番(森源五君):令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計御杖村分決算審査を、去る令和7年8月22日に片桐監査委員と実施しましたので、2審査の意見の朗読をもって報告とさせていただきます。令和6年度の市町村特別会計御杖村分における歳入総額及び歳出総額は17万円となっている。奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合では、未収金回収対策として法的措置での対応、普通督促状の送付、面談、電話督促などの対策を講じており一定の成果が認められていた。御杖村分の回収については、滞納者と面談を行い、分納誓約により回収を行なわれた。組合解散後の債権移管にあたっては、引き続きの債権回収に取り組まいたい。以上です。

○議長(寺前伊平君):森監査委員ありがとうございました。ただ今、当局よりの説明と、森監査委員より決算審査に係る意見をいただきましたので、これから統括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第19、認定第6号令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計括弧御杖村分歳入歳出決算の認定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める
ことについて

[上程、説明、答申案配布]

○議長(寺前伊平山岡隆良君):次に、日程第20、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):村長。

○村長(伊藤収宜君):人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。法務大臣より委嘱され、現在人権擁護委員にご就任いただいています鈴木紀子氏が令和7年12月31日で任期満了となります。人権擁護委員法第6条第3項の定めるところにより、法務大臣に対し、再任の候補者として推薦したく、議会の意見を求めるものでございます。鈴木氏は、長年教職に身を置かれ、退職後は人権擁護委員として平成29年から3期にわたり、人権思想の普及と人権の擁護に努められ、人権相談を初め、多方面に献身的なご努力をいただいております。この豊富な経験と実績をもって、さらに充実した人権擁護委員活動を行っていただけるものと確信し、再任の推薦をしようとするものです。よろしくご審議の程、お願い申し上げまして、推薦理由の説明といたします。

○議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきました。本案につきましては、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第20、諮問第2号については、質疑及び討論を省略します。ただ今より、答申案を配布いたしますので、一読願います。ここで暫時休憩いたします。整い次第再開いたします。

◎休憩(午前11時32分)

○議長(寺前伊平君):ここで暫時休憩いたします。整い次第再開いたします。

【森本事務局長答申案配布】

◎再会(午前11時33分)

○議長(寺前伊平君):休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

[採決]

○議長(寺前伊平君):これより、日程第20、諮問第2号について採決を行います。本案諮問に対し、休憩中にお手元に配布いたしました答申案のとおり適任である旨の意見を附して、答申したいと思えます。これに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第20、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任として答申することに決定しました。

**◎同意第7号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任
につき同意を求めることについて、同意第8号御杖村固定
資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めること
について**

〔一括上程、一括説明〕

○議長(寺前伊平君):次に、日程第21、同意第7号及び日程第22、同意第8号については、御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めるものですので、これを一括議題としたいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認め、日程第21、同意第7号及び日程第22、同意第8号については、一括議題と致します。なお、日程第21、同意第7号及び日程第22、同意第8号の御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。それでは、日程第21、同意第7号及び日程第22、同意第8号の御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて、一括して提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):はい、伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本2議案につきましては、同趣旨の議案でございますので、あわせて説明をさせていただきます。固定資産評価審査委員会の委員3名のうち、2名の方が12月13日付けをもって任期満了となります。地方税法の規定によりまして、委員は当該市町村の住民、市町村民税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任することになっております。今回、選任同意をお願いしますのは、再任として大字菅野の水口尉之氏です。水口氏は、役場職員として勤務し、税務課職員、また税務課長として勤務した経験をお持ちで、固定資産の評価についても熟知しており、適任者として再任のお願いするものです。また、もう一人の方は、大字土屋原の丸山栄氏です。ご存知のとおり丸山氏は、御杖村役場に長年勤務され、行政経験と知識が豊富な方であることから、適任者としてお願いするものでございます。任期は、両氏とも令和7年12月14日から令和10年12月13日までの3ヶ年です。

同意いただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきました日程第21、同意第7号及び日程第22、同意第8号の同意2件につきましても、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第21、同意第7号及び日程第22、同意第8号についても、質疑及び討論を省略致します。

**◎同意第7号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任
につき同意を求めることについて**

〔採決〕

○議長(寺前伊平君):これより案件ごとについて採決を行います。まず先に、日程第21、同意第7号について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第21、同意第7号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎同意第8号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任 につき同意を求めることについて

[採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第22、同意第8号について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第22、同意第8号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについても、同意することに決定しました。

◎報告第2号令和6年度御杖村教育委員会の権限に属する 事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告に ついて

[原案報告済]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第23、報告第2号令和6年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり本日報告願います。本案について、内容の説明を求めます。鈴木教育長。

○教育長(鈴木泰弘君):議長。

○議長(寺前伊平君):鈴木教育長。

○教育長(鈴木泰弘君):失礼します。令和6年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により教育委員による点検、評価を行った内容について、結果を提出し報告をさせていただきます。なお、お手元の報告書の評価基準については、表紙の裏面にありますABCD4段階の評価となっております。教育委員会では、第4次御杖村長期総合計画に基づいて、学校教育、社会教育及び、社会体育、文化の振興のために、教育行政を推進しております。教育行政の事務の管理、執行につきましては、7月28日の教育委員会議におきまして、教育委員による点検、評価を実施しました。また、第三者による評価、検証をいただきました。大項目として、①教育委員の活動、②総務、学校教育関係、③社会教育、文化、社会体育関係、④総務管理4つの観点から。中項目では、教育委員会活動を4項目、総務、学校教育関係を7項目、社会教育、文化、体育関係を12項目、総務管理を2項目としてまとめております。小項目毎の点検、評価では、文章表記と共に4段階評価を記載しています。管理執行状況について、細かなことは報告書のとおりでありますけれども、点検、評価の中から何点かについてご説明、報告申し上げます。教育委員の活動についてということで、月例の委員会では、教育活動の現状把握、理解につとめながら、学校教育の内容や教育委員会の業務について、様々な意見や提起をいただき、本村教育の充実に向けた協議を行うことができ

ました。曾爾村教育委員会との合同研修会では、両村の教育課題についても交流し合うことができたと考えます。村長と教育委員との総合教育会議においても、単式学級維持のための村費教員の配置や、部活動の地域移行等、直面する教育課題についての協議を行いました。総務、学校教育関係についてということで、小学校、中学校では御杖村の学校教育の基本方針を受けて、小中学校の教育の一貫性を確保し、児童生徒の学力の向上と豊かな心の育成、コミュニケーション能力の伸長や規範意識の確立を目指して、教育を進めてきたところです。小中学校の教員が、9年間を通しての学びを合い言葉に、教育活動を進めてきました。中学校教員の乗り入れ授業の実施や、部活動体験、小中合同の集会や全職員と児童生徒との交流を行い、一貫教育の充実に努めてまいりました。小中一貫教育の充実に向けて、全ての小中教員が共通認識を持ちながら、五つの研究部会での研究を進めることもできたと考えております。今後に向けた課題もあるところでありますが、一步、一步進めて参りたいと思います。ICT教育推進については、全ての普通教室に電子黒板用プロジェクター設置が整い、児童生徒の視覚による学習理解や興味関心を高めることにもつながりました。また、地震の時の児童生徒の安全確保を確実なものにするための、緊急地震速報発信端末設置を行いました。小学校における学級編成は、単式学級の維持が重要です。令和6年度は、村費講師を1名配置いただき、県費の教員と合わせ、単式学級による体制を維持することができました。また、特別支援教育支援員も配置され、支援を必要とする児童に適切な支援態勢をとることができました。中学校における教職員について、国の基準定数ではすべての教科の教員の配置ができないため、不足を生じた教科については、県費の非常勤講師の配置を求め、教育活動に支障をきたさないよう務めました。就学に関する事務や転出入事務、教育支援委員会の運営も適正に行うことができたと考えております。社会教育とも重なりますが、地域学校パートナーシップ事業では、学校運営協議会と学校協働実行委員会が連携し、総合的な学習を中心に、学習活動を支援することができました。2月には、コミュニティースクールと地域学校協働活動の一体的推進に係る文部科学大臣表彰を受賞しました。社会教育、社会体育、文化についてでございます。家庭教育学級、女性学級、公民館の各種教室、団体やサークルも、高齢化、人口減少の中で、従来行われていた事業が円滑に進まないといった課題も明らかになっています。社会教育に関する諸団体の組織運営についても、内容やニーズを検討しながら取り組む必要があると考えております。そのような中ではありますが、高齢者学級(歴史探訪)については、5年ぶりに開催することができました。70名の参加を得て、法隆寺、東大寺での研修を行いました。女性学級では合同研修やクリーンキャンペーン、生け花教室、家庭教育学級では親子ふれあい体操教室などが実施されました。村内各公民館でも、工夫を凝らした催しも行われたところでもあります。体育協会事業では、コロナ禍で中止をしてきた夏山教室を、実施しました。日帰りの開催となりましたが多くの方々に参加をいただきました。スポーツ推進委員の研修会、村民ゴルフ大会、ボーリング大会も例年通り開催することができました。放課後一時預かり事業は、全小学生が登録し、延べ参加者数が三千人を超えるという状況となっております。村の組織再編により、人権施策に関する業務が教育委員会に移行され、人権啓発活動推進本部の活動や、7月と12月の村民集会の計画、運営を行いました。最後に、伊勢本街道鞍取峠、桜峠及び岩坂峠の地質調査並びに発掘調査の後、文化庁に対しての文化財登録に向けた手続きを行っていましたが、令和6年度10月に、文化庁より文化財登録が承認されました。令和7年から8年にかけて、伊勢本街道三つの峠の保存活用計画を策定する運びとなります。最後のページに、第三者による評価を、学校運営協議会の鈴木紀子さんにいただきましたので、ご覧下さればと思います。以上、報告書と若干の説明をもちまして

令和6年度、管理執行状況、評価についての報告とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君):ただ今、内容の説明をいただきましたので、質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

「質疑なし」の声あり

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。以上で、日程第23、報告第2号令和6年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検、評価の報告についてを終わります。

◎散会の宣言

○議長(寺前伊平君):以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。次回の本会議は9月19日金曜日、午前10時より開くことに致します。本日は、これにて散会致します。お疲れ様でした。

(午前11時49分散会)

(令和7年9月19日)

令和7年第3回(9月)御杖村議会定例会(第2号)

令和7年9月19日(金)

開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

- 日程第1 議案第35号 〔原案可決〕
御杖村立集会施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第36号 〔原案可決〕
財産の無償譲渡について
- 日程第3 議案第37号 〔原案可決〕
御杖村過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第4 議案第38号 〔原案可決〕
令和7年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定について
- 日程第5 議案第39号 〔原案可決〕
令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について
- 日程第6 議案第40号 〔原案可決〕
令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議定について
- 日程第7 認定第1号 〔原案可決〕
令和6年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 〔原案可決〕
令和6年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 〔原案可決〕
令和6年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 〔原案可決〕
令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 〔原案可決〕
令和6年度御杖村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 〔原案可決〕
令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計
(御杖村)歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 発委第5号 〔原案決定〕
閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)
- 日程第14 発委第6号 〔原案決定〕
閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(7名)

議長	寺前伊平君	副議長	山岡隆良君
1番	影山英章君	2番	小田静男君
3番	森源五君	4番	福田麻衣子君
7番	盛岡英成君		

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

6番 山岡隆良君 7番 盛岡英成君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
副村長	中嶋英樹君
教育長	鈴木泰弘君

総務課長	今 井 智 君
むらづくり振興課長	片 岡 保 昌 君
産業建設課長	中 村 康 幸 君
住民生活課長	仲 子 雄 史 君
政策推進課長	古 谷 匡 敏 君
保健福祉課長	川 上 隆 二 君
会計管理者	松 本 慶 一 君
教育委員会事務局次長	古 谷 依 子 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森 本 成 則 君

閉会 午前10時31分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(寺前伊平君):皆さん、おはようございます。本日の令和7年第3回御杖村議会定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程第2号のとおりと致します。

◎議案第35号御杖村立集会施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号財産の無償譲渡について、議案第37号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更について

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(寺前伊平君):それでは、議事に入ります。日程第1、議案35号御杖村立集会施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について、日程第2、議案第36号財産の無償譲渡について、日程第3、議案第37号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更について以上の3議案につきましては、むらづくり委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○議長(寺前伊平君):異議なしと認め、一括議題と致します。。日程第1、議案第35号、日程第2、議案第36号、日程第3、議案第37号について、御杖村議会会議規則第41条第1項の規定に基づき、むらづくり委員会委員長より一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。盛岡委員長。

○7番(盛岡英成君):はい、議長。

○議長(寺前伊平君):盛岡委員長。

○7番(盛岡英成君):7番、盛岡。

○7番(盛岡英成君):それでは、むらづくり委員会に付託されました、議案第35号御杖村立集会施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号財産の無償譲渡について、議案第37号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更につきまして、その審査の経緯と結果について、報告させていただきます。審査の経緯でございますが、去る9月9日の本会議におきまして、議案第35号から議案第37号の3件の議案が、付託されたことにより、9月12日金曜日、午前9時から当委員会を開催いたしました。審査の経過でございますが、議案ごとに9月10日の全員協議会において説明いただいた以外に、提案理由及び内容について追加説明の有無を当局へ確認後、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については皆さん出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、議案第35号御杖村立集会施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号財産の無償譲渡について、議案第37号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更についての以上3案件ともに、全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、簡単ではございますが、むらづくり委員会の報告とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君):盛岡委員長、ご苦労様でした。これから、むらづくり委員会委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第35号御杖村立集会施設等使用条例の一部を改正 する条例の制定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。先ず、日程第1、議案第35号御杖村立集会施設等使用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対するむらづくり委員会委員長の報告は、可決です。日程第1、議案第35号を、むらづくり委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第1、議案第35号御杖村立集会施設等使用条例の一部を改正する条例の制定については、むらづくり委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第36号財産の無償譲渡について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第2、議案第36号財産の無償譲渡についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対するむらづくり委員会委員長の報告は、可決です。日程第2、議案第36号も、むらづくり委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第2、議案第36号財産の無償譲渡についても、むらづくり委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第37号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第3、議案第37号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対するむらづくり委員会委員長の報告は、可決です。日程第3、議案第37号も、むらづくり委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第3、議案第37号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更についても、むらづくり委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第38号令和7年度御杖村一般会計補正予算(第3号)
の議定について、議案第39号令和7年度御杖村介護保険
特別会計補正予算(第2号)の議定について、議案第40号
令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第
1号)の議定について

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第4、議案38号令和7年度御杖村一般会計補正予算第3号の議定について、日程第5、議案第39号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定について、日程第6、議案第40号令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の議定について以上の3議案につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認め、一括議題と致します。日程第4、議案第38号、日程第5、議案第39号、日程第6、議案第40号について、御杖村議会会議規則第41条第1項の規定に基づき、予算決算委員会委員長より一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。福田委員長。

○4番(福田麻衣子君):はい、議長。

○議長(寺前伊平君):福田委員長。

○4番(福田麻衣子君):4番、福田。

○4番(福田麻衣子君):それでは、予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、議案第38号から議案第40号の補正予算3件につきまして、一括して、審査の経緯と経過及び結果について報告をさせていただきます。まず、審査の経緯でございますが、去る9月9日の本会議におきまして、補正予算3件及び決算認定6件の合計9件の議案が付託されたことにより、9月16日火曜日、午前9時から予算決算委員会を開催いたしました。審査の経過でございますが、会計ごとに9月10日の全員協議会において説明いただいた以外に、提案理由及び内容について追加説明の有無を当局へ確認後、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より多くの質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、補正予算3件ともに全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上、簡単ではございますが、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君):福田委員長、ご苦勞様でした。これから、福田予算決算委員会委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第38号令和7年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の
議定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。先ず、日程第4、議案第38号令和7年度御杖村一般会計補正予算第3号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第4、議案第38号を、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第4、議案第38号令和7年度御杖村一般会計補正予算第3号の議定については、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第39号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算 (第2号)の議定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第5、議案第39号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

「討論なし」の声あり

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第5、議案第39号も、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第5、議案第39号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第40号令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計 補正予算(第1号)の議定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第6、議案第40号令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

「討論なし」の声あり

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第6、議案第40号も、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第6、議案第40号令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎認定第1号令和6年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和6年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和6年度御杖村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について認定第6号令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計(御杖村)歳入歳出決算の認定について

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第7、認定第1号令和6年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第2号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第3号令和6年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第4号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、認定第5号令和6年度御杖村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第6号令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計括弧御杖村分歳入歳出決算の認定について以上の6議案につきましても、予算決算委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思います、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○議長(寺前伊平君):異議なしと認め、一括議題と致します。日程第7、認定第1号、日程第8、認定第2号、日程第9、認定第3号、日程第10、認定第4号、日程第11、認定第5号、日程第12、認定第6号について、御杖村議会会議規則第41条第1項の規定に基づき、予算決算委員会委員長より一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。福田委員長。

○4番(福田麻衣子君):はい、議長。

○議長(寺前伊平君):福田委員長。

○4番(福田麻衣子君):4番、福田。

○4番(福田麻衣子君):それでは、認定第1号から認定第6号の各会計歳入歳出決算認定の6件につきまして、一括して、審査経過及び結果について報告をさせていただきます。審査の経緯につきましては、先に報告させていただきましたとおりでございます。審査の経過でございますが、全6会計を一括議題とし、9月10日の全員協議会において説明いただいた以外に、提案理由及び内容について追加説明の有無を当局へ確認後、質疑を行いました。委員より多くの質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。その後、一般会計及び特別会計並びに事業会計ごとに討論及び採決を行い、全6会計ともに全員の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。以上、簡単ではございますが、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君):福田委員長、ご苦労様でした。これから、予算決算委員会委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎認定第1号令和6年度御杖村一般会計歳入歳出決算の 認定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。先ず、日程第7、認定第1号令和6年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、認定です。日程第7、認定第1号を、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第7、認定第1号令和6年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定については、予算決算委員会委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第2号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計歳入 歳出決算の認定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第8、認定第2号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、認定です。日程第8、認定第2号も、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第8、認定第2号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第3号令和6年度御杖村介護保健特別会計歳入歳出 決算の認定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第9、認定第3号令和6年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、認定です。日程第9、認定第3号も、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程9、認定第3号令和6年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第4号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第10、認定第4号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、認定です。日程第10、認定第4号も、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程10、認定第4号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第5号令和6年度御杖村簡易水道事業会計歳入歳出 決算の認定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第11、認定第5号令和6年度御杖村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、認定です。日程第11、認定第5号も、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第11、認定第5号令和6年度御杖村簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第6号令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収 管理組合市町村特別会計(御杖村)歳入歳出決算の認定に ついて

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第12、認定第6号令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計括弧御杖村分歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決

を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、認定です。日程第12、認定第6号も、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第12、認定第6号令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計括弧御杖村分歳入歳出決算の認定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり認定されました。

◎発委第5号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

[上程、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第13、発委第5号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。議会運営委員会委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発委第6号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

[上程、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第14、発委第6号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。むらづくり委員会委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により、むらづくり施策に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。むらづくり委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、むらづくり委員会委員長からの申し出のとおり、むらづくり委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣言

○議長(寺前伊平君):以上をもって、本日の日程は全部終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和7年第3回御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(午前10時31分閉会)

◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会議長

寺 前 伊 平

御杖村議会議員

山 岡 隆 良

御杖村議会議員

盛 岡 英 成